# 令和2事務年度 国税庁実績評価実施計画等(案)の概要等

**人知っまなた中の中状計画をの押**亜

| ١.  | 节和2事務年度の美旭計画寺の概安・・・・・    | • | • • | • | • • | • | • | • | • | • | • | • | • ' | • | • | • | • | • | ı |
|-----|--------------------------|---|-----|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| 2.  | 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図 ・・  |   |     | • |     |   |   | • |   | • | • | • | •   |   | • | • | • | • | 3 |
| 3 . | 各目標の施策等一覧 ・・・・・・・・・・     |   |     | • |     |   |   | • |   | • | • | • | •   |   | • | • | • | • | 4 |
| 4 . | 「測定指標」の昨事務年度からの主な変更等 • ・ |   |     |   |     |   |   | • |   |   | • | • | •   |   | • | • | • | • | 6 |
| 5   | 過去5年間における施策及び各種指標数の推移    |   |     |   |     |   |   |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   | 1 |

### 1. 令和2事務年度の実施計画等の概要

### (1) 策定方針等

目標については、令和元事務年度の目標を継続することとし(資料2)、各目標の施策や各種指標については、これまでの取組結果及び今後の取組方針等を踏まえ、見直しを行いました(資料3~5)。

### (2) 具体的な見直し内容等

当庁における実績評価実施計画等の更なる充実に向け、次のとおり、見直しを行いました。

#### イ 施策

施策については、これまでの取組結果及び今後の取組方針等を踏まえ、取組内容を見直したほか、 内閣の基本方針等を踏まえ、一部の施策の名称を変更しました。

#### 口 各種指標

#### (イ) 測定指標

測定指標については、各施策の評定に資するものが設定されているかどうかの観点から見直し を行いました。

また、定量的な測定指標は、目標値の設定は適切か等の観点から、定性的な測定指標は、目標の達成度を明確に測定できるものとなっているか等の観点から、見直しを行いました。

ただし、調査・徴収事務を中心とした外部事務の現状は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて抑制的な対応をとっており、例えば、以下に掲げるような指標については、感染症の影響を考慮した適切な目標値の設定が困難なため、令和元事務年度の目標値を据え置いているものがあります。

### 1. 令和2事務年度の実施計画等の概要

このように、令和2事務年度における測定指標については、今後の感染症の状況によっては、その目標値によって施策を評価することが適切でなくなることがあり得るため、その場合には、評価時における測定指標としての取扱いを変更する可能性があります。

#### ≪新型コロナウイルス感染症の影響を受けると考えられる主な測定指標≫

- [主要]【業 1-3-1-2-A-1】調査関係事務の割合
- [主要]【業 1-3-1-2-A-2】調査関係事務の割合(調査課分)
- [主要]【業 1-3-2-3-A-1】滞納整理事務の割合
- 【業 1-3-2-3-A-2】集中電話催告センター室における催告回数
- [主要]【実 3-2-A-1】 税理士専門官による指導監督等事務の割合 等

#### (ロ) 参考指標

参考指標については、施策の実施状況の把握や測定指標の目標の達成度判定を補完するものとなっているかどうかの観点から見直しを行いました。

### 2. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図

# 国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する

実績目標(大)

財務省政策評価における 政策目標: 2-2~4

[実績目標(大)1] 内国税の適正かつ公平な 賦課及び徴収

〔実績目標(大)2〕 酒類業の健全な 発達の促進

〔実績目標(大)3〕 税理士業務の 適正な運営の確保

実績目標 **①** 

[実績目標(小)1-1] 税務行政の適正な執行

[実績目標(小)1-2] 納税者サービスの充実 [実績目標(小)1-3]

適正な調査・徴収等の実施 及び納税者の権利救済

[実績目標(小)1-4]

国際化への取組

# 広報・広聴 活動等の充実 業績目標 国民各層・納税者の

方々の視点に立った情 報の提供に努めるとと もに、租税の役割、納税意識の重要性や税務 行政についての理解・ 協力を求めます。 また、国民各層・納 税者の方々の意見・要 望等を聴取し事務の改 善に努めます。

〔業績目標1-2-1〕

### [業績目標1-2-2] 相談等への 適切な対応

問合せや相談に対し て迅速かつ的確に対応 するとともに、納税者 の満足度が向上するよ う努めます。

### [業績目標1-2-3] 電子申告等ICT

を活用した申告・ 納税の推進

電子申告等ICTを 活用した申告・納税の 推進を図ることによ り、申告・納税の際の 納税者の負担を軽減 し、納税者の満足度を 髙めます。

### [業績目標1-3-1]

適正申告の実現 及び的確な調査・ 行政指導の実施

適正申告の実現に努 めるとともに、申告が 適正でないと認められ る納税者に対しては、 的確な調査・行政指導 を実施することにより 誤りを是正します。

### 〔業績目標1-3-2〕

期限内収納の実現 及び滞納の整理 促進への取組

期限内収納の実現に 努めるとともに、期限 内に納付を行わない納 税者に対して滞納処分 を執行するなどにより 徴収します。

## 〔業績目標1-3-3〕

不服申立て への取組

不服申立てに適正・ 迅速に対応し、納税者 の正当な権利利益の救 済を図ります。

# 3. 各目標の施策等一覧(施策 43: 測定指標 71: 参考指標 112)

| 実績目標等                                    | 施<br>策  |     |             |                            | 参考排                                  | 旨標数        |
|--|---|-----|-------------|----------------------------|--------------------------------------|------------|
|  |   | 施策数 | 定量          | 定性                         |                                      | 小計         |
| 実績目標(大)1<br>内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収            |   |     | -           | -                          | 8                                    | 8          |
|  |   |     | ı           | -                          | -                                    | -          |
| 実績目標(小)1−1<br>税務行政の適正な執行                 | (1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理 (2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等 (3) 守秘義務の遵守 (4) 職員研修の充実 (5) 行政サービスのデジタル化の推進 (6) 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の普及・定着に向けた取組【名称変更】 | 6   | 4           | 2<br>1<br>1<br>1<br>1      | 5 (+1)<br>2<br>-<br>2<br>-<br>4 (+2) | 13<br>(+3) |
| <b>実績目標(小)1−2</b><br>納税者サービスの充実          |   |     | -           | _                          | -                                    | ı          |
| <b>業績目標1−2−1</b><br>広報・広聴活動等の充実          | (1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実<br>(2) 租税に関する啓発活動<br>(3) 関係民間団体との協調関係の推進<br>(4) 地方公共団体との協力関係の確保<br>(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等               | 5   | 1 4         | 1 1 1                      | 2<br>7<br>-<br>1                     | 11         |
| 業績目標1-2-2<br>相談等への適切な対応                  | (1) 納税者からの相談等への適切な対応<br>(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応<br>(3) 改正消費税法への対応   | 3   | 6<br>1      | 1                          | 11 (-1)<br>-<br>1                    | 12<br>(-1) |
| 業績目標1-2-3<br>電子申告等ICTを活用した<br>申告・納税の推進   | (1) e-Taxの普及と利用満足度の向上<br>(2) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進   | 2   | 6 (-1)<br>1 |                            | 5 (+2)                               | 5<br>(+2)  |
| 実績目標(小)1-3<br>適正な調査・徴収等の実施<br>及び納税者の権利救済 |   |     | I           | -                          | -                                    | ı          |
| 業績目標1-3-1<br>適正申告の実現及び<br>的確な調査・行政指導の実施  | (1) 有効な資料情報の収集       (2) 的確な調査事務の運営       (3) 社会・経済状況に対応した調査への取組       (4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施  | 4   | 2           | 1<br>1 (+1)<br>2 (-1)<br>1 | 2 (+1)<br>7 (+1)<br>7 (±0)<br>4      | 20<br>(+2) |
| 業績目標1-3-2<br>期限内収納の実現及び<br>滞納の整理促進への取組   | (1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施 (2) 滞納を未然に防止するための取組 (3) 効果的・効率的な徴収事務の運営 (4) 滞納の整理促進への取組 (5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収                                 | 5   | 2           | 1 1 1                      | 1 (+1)<br>1<br>1<br>6 (+1)           | 9 (+2)     |
| <b>業績目標1-3-3</b><br>不服申立てへの取組            | (1)     不服申立ての適正・迅速な処理       (2)     裁決事例の公表の充実   | 2   | 2           | 1                          | 3                                    | 4          |

## 3. 各目標の施策等一覧(施策 43: 測定指標 71: 参考指標 112)

| 実績目標等 施 策                         |   |     |            | 旨標数         | 参考                    | 指標数        |
|-----------------------------------|---|-----|------------|-------------|-----------------------|------------|
|                                   |   | 施策数 | 定量         | 定性          |                       | 小計         |
| <b>実績目標(小)1-4</b><br>国際化への取組      | (1) 税務当局間の要請に基づく情報交換<br>(2) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施<br>(3) 国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施<br>(4) 相互協議事案の適切・迅速な処理  | - 6 | 1          | 1 1 1       | 1<br>1<br>1<br>3      | 8          |
|                                   | (5) 外国税務当局との知見の共有<br>(6) 開発途上国に対する技術協力  | -   | 2          | 1           | 1                     |            |
| <b>実績目標(大)2</b><br>酒類業の健全な発達の促進   | <ul> <li>(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応</li> <li>(2) 酒類の公正な取引環境の整備</li> <li>(3) 日本産酒類の輸出促進の取組</li> <li>(4) 構造・経営戦略上の問題への対応</li> <li>(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携</li> <li>(6) 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進【名称変更】</li> <li>(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保</li> </ul> | 7   | 1 2 (+1)   | 1 1 1 1 1 1 | 2<br>1<br>1<br>2<br>3 | 14         |
| <b>実績目標(大)3</b><br>税理士業務の適正な運営の確保 | (1) 税理士会等との連絡協調の推進<br>(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施<br>(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組  | 3   | 1 1        | 1           | 3                     | 8          |
|                                   | 合 計   | 43  | 39<br>(+1) | 32<br>(±0)  |                       | 112<br>+8) |

<sup>※</sup> 施策名の下線は、昨事務年度からの変更箇所であり、( )は、昨事務年度からの増減数を表す。

#### <新たに設定した定量的測定指標>

| 目標  |  |  |                | 設定理由   |
|---|--|--|----------------|--|
| 口 1床  |  |  | 目標値            | 以 定 埕 山  |
| 【業績目標 1-2-3】<br>電子申告等 I C T を活<br>用した申告・納税の推進 | 【 <b>業 1-2-3-1】</b> e-Tax の普及と利用 満足度の向上 (成果重視事業) | [主要]【業 1-2-3-1-A-1】<br>e-Tax の利用状況<br>(所得税の申告手続)     | 62%            | 申告手続における e-Tax の利用状況については、財務省デジタル・ガバメント中長期計画や大法人の電子申告義務化を踏まえ、従前の設定区分を見直しました。                           |
|   | W/W1-=-V-V/IV/                                   | [主要]【業 1-2-3-1-A-2】<br>e-Tax の利用状況<br>(法人税の申告手続)     | 88%            | 具体的には、主要税目である所得税、法人税及<br>び消費税の申告手続における利用状況を設定す<br>るとともに、消費税については、個人と法人で区<br>分した利用状況を設定することとしました。       |
|   |  | [主要]【業 1-2-3-1-A-3】<br>e-Tax の利用状況<br>(消費税の申告手続)     | 個:72%<br>法:88% | さらに、令和元年 10 月から運用を開始し、財務省デジタル・ガバメント中長期計画にKPIを掲げている相続税の申告手続についても、新たな指標として設定することとしました。                   |
|   |  | 【 <b>業 1-2-3-1-A-4】</b><br>e-Tax の利用状況<br>(相続税の申告手続) | 25%            | THINC O CICAL P S C C C OS OTC.  |
|   |  | 【業 1-2-3-1-A-5】<br>e-Tax の利用状況<br>(納税証明書の交付請求手<br>続) | 13%            | 申請・届出等手続における e-Tax の利用状況については、実績値の推移等を踏まえ、従前の設定区分を見直し、引き続き、利用拡大を図っていく必要がある納税証明書の交付請求手続について設定することとしました。 |

#### <新たに設定した定量的測定指標>

| 目標  | 施策名 | 測定指標名等   |   | 設定理由   |
|---|-----|--|---|--|
| 口 1床  |     | 从几个  | 目標値                                       | 放 足 垤 出  |
| 【業績目標 1-3-2】<br>期限内収納の実現及<br>び滞納の整理促進への<br>取組 |     | 【業 1-3-2-1-A-1】<br>キャッシュレス納付の利<br>用状況  | 26%                                       | 税務行政の効率化や現金管理等に伴う社会全体のコスト削減の観点から、キャッシュレス納付(**)の推進に向けた取組を測定するため、納付件数に占める割合を、新たな指標として設定することとしました。 ※ 「キャッシュレス納付」とは、①振替納税、②ダイレクト納付、③電子納税及び④クレジットカード納付をいいます。                        |
| 【実績目標(大)2】<br>酒類業の健全な発達<br>の促進                |     | [主要]【実 2-3-A-1】<br>日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援<br>【取組類型】<br>① 海外の展示会への出展支援<br>② 海外商談会、海外バイヤー<br>の招へい等<br>③ 輸出促進コンソーシアムに<br>よるマッチング支援 | ①90%<br>②20者<br>以上かつ<br>90%<br>③12回<br>以上 | 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」等の政府方針を踏まえ、引き続き、日本産酒類の輸出促進を図るため、関係省庁や関係機関と連携し実施する取組類型について、直接的な効果が期待できる新規販路の開拓支援に関するものとに区分を見直し、設定しなおすこととしました。また、目標値については、「新規販路の開拓支援」は、①の商談実施割合を 90%、②の参加酒類 |
|   |     | [主要] 【実 2-3-A-2】 日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援 【取組類型】 ① 国際的プロモーション ② 日本産酒類のブランド化の推進 ③ 酒蔵ツーリズムの推進                                     | 100%                                      | 事業者数を 20 者以上かつ商談実施割合を 90%、<br>③の開催回数を 12 回以上に設定することとし、<br>「中長期的観点からの支援」は、3 つの観点から<br>企画する全ての取組類型の実施割合を 100%とし<br>て設定することとしました。   |

#### <廃止した測定指標>

| 目標  | 施策名                                     | 測 定 指 標 名 等  | 廃止理由   |
|---|---|--|--|
| 【業績目標 1-2-3】<br>電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進 | , | 主要]【業 1-2-3-1-A-1   e-Tax の利用状況 (公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続)   主要]【業 1-2-3-1-A-2   e-Tax の利用状況 (法人税申告等上記以外の国税申告4手続)   主要]【業 1-2-3-1-A-3   e-Tax の利用状況 (申請・届出等9手続)   【業 1-2-3-1-A-4   I C T 活用率 (所得税申告及び消費税申告(個人))   【業 1-2-3-1-A-6   オンライン申請の受付1件当たりの費用   【業 1-2-3-1-A-7   国税申告手続の事務処理時間 (所得税、法人税及び消費税) | 酒税及び印紙税は、贈与税等の他税目とともに参考指標とします。<br>【申請・届出等手続】<br>法定調書(7手続)は、電子媒体を含むデータ提出が大宗を占めており、今後も同様の傾向が継続すると見込まれることから、参考指標とします。<br>電子申告・納税等開始(変更等)届出は、紙媒体の申請はほとんどない状況が継続していることから、廃止します。<br>ICT活用率には紙媒体の申告も含んでおり、政府方針である税務手続のオンライン化の推進に適わないことから、廃止します。<br>当該2指標は、これまでも継続して減少しており、今後も同様の傾向が見込まれることから廃止し、参考指標とします。 |
| 【実績目標(大) 2】<br>酒類業の健全な発達<br>の促進           | 【実 2-3】<br>日本産酒類の輸出促<br>進の取組            | [主要]【実 2-3-A-1】<br>日本産酒類の輸出促進のた<br>めの主な取組類型の実施割合<br>等  |  |

#### <目標値を変更した定量的測定指標>

| - <del></del>               |                                    |                                     | 目 標 値 |       |  |
|-----------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------|-------|--|
| 目標                          | 施策名                                | 測定指標名                               | 元事務年度 | 2事務年度 |  |
| 【業績目標 1-2-1】<br>広報・広聴活動等の充実 | 【 <b>業 1-2-1-2</b> 】<br>租税に関する啓発活動 | [主要]【業 1-2-1-2-A-1】<br>租税教室等受講者の理解度 | 80%   | 85%   |  |

#### <名称を変更した測定指標>

| th 55 A                               | 測定   | 指標   | * T H C   |
|---------------------------------------|--|--|---|
| 施策名                                   | 元事務年度                                      | 2事務年度  | 変更理由  |
| <u> </u>                              | 社会保障・税番号制度(マイナ                             | [主要]【定性:実1-1-6-B-1】<br>社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の <u>普及・</u> 定着に向けた取組 | 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)を踏まえ、施策及び指標の名称に「普及」を追加しました。                               |
| 【業1-3-1-2】 的確な調査事務の運営                 | 【定性:業1-3-1-3-B-3】<br>大法人に対する的確な対応          | 【定性:業1-3-1-2-B-1】<br>大法人 <u>の税務コンプライアン</u><br>スの維持・向上            | 施策:業1-3-1-3の測定指標として設定していましたが、取組内容や目標設定の根拠等を踏まえ、施策:業1-3-1-2の測定指標として移記するとともに、同施策に追記した取組内容に基づく名称に変更しました。                 |
| 【業 1-3-1-3】<br>社会・経済状況に対応し<br>た調査への取組 | 国際化・ICT化への的確な                              | [主要]【定性:業1-3-1-3-B-2】<br>国際化 <u>や新分野の経済活動</u> へ<br>の的確な対応        | 施策の取組内容の見直し(新分野の経済活動への対応を明記)に伴い、名称を変更しました。  |
| 20 歳未満の者の飲酒防                          | [主要]【定性:業2-6-B-1】<br>未成年者飲酒防止対策等の推<br>進の取組 | 等の推進の取組  | 令和4年4月1日に予定されている改正民<br>法の施行に伴い、成年年齢は18歳に引き下げ<br>られますが、飲酒可能年齢は20歳のまま据え<br>置かれることから、施策及び指標の名称を、<br>「年齢を明確にするもの」に変更しました。 |

- (注) 1 「施策名」欄及び測定指標の「令和2事務年度」欄でアンダーラインを付した箇所は、令和元事務年度からの変更箇所です。
  - 2 上記のほか、「実 3-1-A-1: 税理士会等への研修会等の評価」についても、文章整理(用語定義)に基づく名称変更を行っています。

# 5. 過去5年間における施策及び各種指標数の推移

|      |      | 平成 28 事務年度 | 平成 29 事務年度 | 平成 30 事務年度 | 令和元事務年度 | 令和2事務年度 |
|------|------|------------|------------|------------|---------|---------|
| 施    | 策    | 4 3        | 4 4        | 4 3        | 4 3     | 4 3     |
|      | 定量   | 3 7        | 3 7        | 3 7        | 3 8     | 3 9     |
|      | うち主要 | 2 2        | 2 4        | 2 4        | 2 7     | 2 8     |
| 測定指標 | 定性   | 3 2        | 3 4        | 3 3        | 3 2     | 3 2     |
|      | うち主要 | 2 9        | 2 8        | 2 9        | 2 9     | 2 9     |
|      | 計    | 6 9        | 7 1        | 7 0        | 7 0     | 7 1     |
|      | うち主要 | 5 1        | 5 2        | 5 3        | 5 6     | 5 7     |
| 参考指標 |      | 9 4        | 9 4        | 9 7        | 1 0 4   | 1 1 2   |

#### (参考)

- 施策の数は、変更なし(2施策については、名称変更あり。)。
- 〇 定量的測定指標は、8増7減で前年比+1(うち、主要5増4減で前年比+1)であり、定性的測定指標は、増減なし。
- 〇 参考指標は、12 増4減で前年比+8。